

平成27年11月からのうなぎ養殖業の許可において 養殖することができる量を定める手続の概要

- 公示の内容に即した申請であり、申請者が適格性を有する場合は許可
(法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 58 条の 2 第 1 項)

- ただし、申請に係る数量の合計が公示した総量を超える場合は、既に許可を受けている者の申請に対して、届出制度に基づく養殖予定書に平成 26 年 11 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日までの間におけるうなぎの池入量として記載されたうなぎの量について、優先して許可
(法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 58 条の 2 第 3 項
改正政令附則第 3 条
改正省令附則第 2 条)

- 優先して許可しても数量に残余がある場合は、くじにより残りの数量を配分
(法第 30 条において読み替えて準用する漁業法第 58 条の 2 第 2 項)

注 法：内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年 6 月 27 日法律第 103 号）
改正政令：内水面漁業の振興に関する法律施行令を改正する政令
（平成 27 年 5 月 20 日政令第 236 号）
改正省令：内水面漁業の振興に関する法律施行規則を改正する省令
（平成 27 年 5 月 20 日農林水産省令第 54 号）